

別 紙

答申第64号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という）は、別表の「公文書の名称」欄に記載している公文書（以下「本件公文書」という）については、次の部分を除き公開すべきである。

- ・ （以下「本件法人」という）が平成15年5月16日付で届出た特別管理産業廃棄物処理業変更届出書（以下「届出書」という）に添付された分析担当者の修了証明書（以下「修了証明書」という）のうち「修了者の生年月日」及び「発行機関の取扱者の印影」

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成18年10月23日に本件異議申立人より島根県情報公開条例(平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容
「平成15年5月16日付、特別管理産業廃棄物処理業変更届出書(提出)とそれに添付された修了証明書と修了証」
- (3) この請求に対し、実施機関は本件公文書を特定し、同年11月6日付けで部分公開決定を行った。
ア 公開しない部分：別表のとおり
イ 公開しない理由：条例第7条第2号に該当
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の部分公開を不服として同年12月27日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い平成19年1月25日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

異議申立人の異議申立書及び意見書並びに意見陳述を要約すると、次のとおりとなる。

- (1) 本件公文書の部分公開決定を取り消し、全部公開を求める。
- (2) 分析担当者が役員であれば公開されるべきである。
- (3) 人の生命、健康、生活又は財産の保護のため公開する必要がある。
人の居住地の隣接で社会的に厳しく規制された業種である産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業を営もうとする場合、一般の企業とは公開の基準が異なる。このことは過去の答申の判断理由にもなっている。

申立人は現に身体的、精神的に被害を受けまた今後も受けるおそれがある。個人

情報でもケースバイケースで公開されるべきである。

- (4) 分析担当者名義貸しが行われていないか、実在して責任を果たしているか、信頼に当たる人かなどの実態確認のためにも公開が必要である。
- (5) 法的に届出が必要とされている分析担当者は、特別管理産業廃棄物処理業に重い責任を負っているため公開されるべきである。
- (6) 県は事業者の違反に関連している文書を公開し、県民に説明する責務を全うすべきである。県が届の中身を確認したとしても公開されなければ住民には実態はわからない。
- (7) 当該事業者の違法な活動という点でも公開されるべきである。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号本文該当性について

非公開とした部分のうち、「届出書」の中の「分析担当者の氏名（新・旧）」、添付書類である「修了証明書」の中の「修了者の氏名、生年月日」及び「修了証明書の発行機関の取扱者の印影」また「分析担当者の特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の修了証（以下「修了証」という）」の中の「修了者の氏名」は、個人に関する情報であって直接に特定の個人が識別される。また「修了証明書」の「修了した専攻科名」及び「修了証」の中の「修了証の番号」は特定の事業者の届出書に添付されることにより、特定の個人が識別される可能性がある。「修了証明書」の中の「修了証明書の発行番号、発行機関の名称、発行機関の代表者の氏名及び発行機関の印影」についても、特定の事業者の届出書に添付されており、証明書の発行機関が明らかになることにより、特定の個人が識別される可能性がある。

(2) 分析担当者氏名の条例第7条第2号ただし書ア該当性について

分析担当者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という）」その他の法令等で公にする規定も慣行として表示することもない。役員でもないため本号ただし書アには該当しない。

(3) 条例第7条第2号ただし書イ該当性

申立人が主張した、過去の答申の判断基準にもなっている廃棄物処理業者の特殊性は、法人情報についての考え方である。今回の対象は個人情報である。

誰が請求しても公開する基準は同じである。通常特別の理由で公開の基準が左右されることはない。

(4) 公開の利益について

分析担当者の能力については公開している情報で十分判断ができる。県が担当資格があると確認している。したがって分析担当者名前を出して、個人が特定される不利益を侵してまで公開する利益はない。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、公開請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件公文書について

本件公文書のうち「届出書」は、本件法人が廃掃法第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、環境省令で定める事項を変更したことによる届出として、実施機関に提出されたものである。また「修了証明書」及び「修了証」は同法施行規則第10条の23第3項第6号の規定により、変更に係る分析担当者(処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者)が特別管理産業廃棄物の性状の分析について十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類として添付されたものである。

(3) 条例第7条第2号該当性

本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は原則として非公開とすることを定めたものである。

この公文書は、本件法人が事業活動のために提出した届出等であり、法人に関する情報であるが、非公開部分については特定の個人に関する情報であると認められる。実施機関は本号に該当するため非公開としていることから、以下において、本件公文書の非公開部分が本号に該当するかどうかについて、個別に検討する。

ア 「届出書」の「分析担当者の氏名(新・旧)」、「修了証明書」の「修了者の氏名」、「修了者の生年月日」、「発行機関の取扱者の印影」及び「修了証」の「修了者の氏名」

これらは直接個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当することは明らかである。

イ 「修了証明書」の「修了した専攻科名」、「発行番号」、「発行機関の名称、代表者の氏名、印影」及び「修了証」の「番号」

実施機関はこの情報について、特定の事業者の届出書に添付されることにより、特定の個人が識別される可能性があるとして非公開としている。基本的に特定の個人が識別される可能性とは、一般人を基準として判断すべきであり、「修了証明書」及び「修了証」が、特定事業者の届出書に添付されていることで、何人においても知り得る状態にあるとは言えない。したがって特定の個人が識別される可能性があるとは認められず、このことだけを捉えると、本号本文に該当すると

は認められない。

しかし本件は、以下において、本号ただし書についても争点となっていることから、当該人の氏名等の直接個人を識別することができる情報が、ただし書該当として公開となる場合は、当該人に関わる一体的な情報として本号に該当すると認められる。

(4) 分析担当者氏名の条例第7条第2号ただし書ア該当性

本号ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たる場合は公開すべきことを定めている。

当審査会において分析担当者の法的な位置付けを調べたところ、廃掃法上また他法令等により、公にする規定も慣行として表示することもないことを確認した。

また当該人が本件法人の役員と推認される記載もないことから、ただし書アには該当しない。

(5) 条例第7条第2号ただし書イ該当性

本号ただし書イは、通常は非公開とされる個人に関する情報であっても、人の生命、身体、財産の保護のため公にすることが必要と認められる情報に当たる場合は、公開すべきことを定めている。

まず公文書の情報がこのような情報と認められるかについて、「届出書」、添付書類である「修了証明書」及び「修了証」が、廃掃法の中でどういう位置付けであるか確認し、検討する。

特別管理産業廃棄物は廃掃法の中で、「産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」として定義されており、その性質から、処理に特別な管理を必要とする産業廃棄物であり、その処理を適正に行うためには、当該廃棄物の性状に応じた処理に必要な施設、能力を有していることが不可欠である。このため、この処理を業として行う者については、産業廃棄物処理業の許可とは別に、施設及び能力についてより厳しい要件を定めている。この業の許可の基準の一つとして同法施行規則に、「感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること」と規定されており、また同規則では、許可の申請にあたり性状の分析を行う者が、当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類を添付しなければならないことも規定されている。また、これに関して分析を担当する者に変更があった場合も、能力を証するものを添付した届出が必要である。本件公文書は、この変更届及び能力を証する書類であり、人の生命等に深く関わる行政分野の、許認可の直接の判断の一つとなるものである。

特別管理産業廃棄物処理業に対して厳しい責任を課した法の趣旨からみても、業の許認可に関する情報である、分析担当者が特別管理産業廃棄物の分析をするに当たり、十分な知識と技能を有するという情報は、特別管理産業廃棄物が人の健康や生活環境に支障のないものとして、適正に処理される担保ともなり得る、まさに周辺住民にとっては個人の生命、健康等に関わる重要なものであるといえる。

なお、本号ただし書イは、公開する利益とそれによって受ける不利益を比較衡量し、前者が上回るときにはこれを公開の対象とすると解されている。

実施機関はこの比較衡量にあたり、公開の利益について、「分析担当者の能力については公開している情報で十分判断ができる。県が担当資格があると確認している。したがって分析担当者の名前を出して、個人が特定される不利益を侵してまで公開する利益はない。」と説明している。しかし、県が適正に判断しているか、公開の利益があるかどうかは、非公開のままでは、住民にはわからない。この場合、判断の要素となるであろう非公開の情報が、実際に住民側に公開された場合の利益について考え、さらに、公開されなかった場合には、住民にその利益が得られなくなることにしても考えた上で、利益の比較衡量をすべきである。

住民はこの情報が公開されれば、性状の分析を担当する者がしかるべき専門性を備えているか、名義貸しが行われていないか確認でき、県による適正な許可が継続してなされていたかが判断できる。さらに特別管理産業廃棄物が処理されるにあたって、適切な人により分析をされていると判断できれば、周辺住民は環境被害に対する不安を少しでも解消することが可能となる。逆に公開されなければ、環境被害に対する不安が増すことも考えられる。専門性を備えた担当者が実在していなければ適正な処理が行われず、直接的に住民に被害が及ぶ可能性があることは十分に考えられることから、住民は確認したいのである。

住民側からすると以上のように考えられ、これと公開された限りにおいて個人情報明らかになるという不利益を考え、比較衡量されなければならない。なお公開による利益が認められるか、また公開による利益が、公開によって受ける不利益を上回るかは、個々の情報により違いがあるため、以下それぞれの情報ごとに検討していく。

ア 「修了証明書」の「修了した専攻科名」、「発行番号」、「発行機関の名称、代表者の氏名、印影」及び「修了証」の「番号」について

「修了証明書」の中の「修了した専攻科名」は、十分な知識及び技能を証する重要な要素となる情報である。また「修了証明書」の「発行番号」、「発行機関の名称、代表者の氏名、印影」及び「修了証」の「番号」は、十分な知識及び技能を証する証明書の実質を確保するために必要な情報である。

イ 「届出書」の「分析担当者の氏名(新・旧)」、「修了証明書」の「修了者の氏名」及び「修了証」の「修了者の氏名」

「修了証明書」については、アの情報と「修了者の氏名」が一体となって公開されると、この修了者が専門性を有していることが明らかになる。「修了証」についても同様で、十分な知識及び技能を証する重要な要素となる、講習会の修了という事柄と、「修了者氏名」が一体となって公開されると、この修了者が専門性を有していることが明らかになる。その上で「届出書」の中の「変更後の分析担当者の氏名」が明らかになると、実際に分析を担当している人に必要な知識及び技能があり、県も適切に確認しているという判断ができる。また継続して適正な許可がなされているという確認のためには、「旧分析担当者の氏名」も一体的

な情報として必要である。なお、これら「氏名」及びアの情報公開された場合、これを公にすることにより得られる住民の利益に比べ、個人が受ける不利益は、受忍すべき範囲にとどまるものと認められる。

したがってア及びイの情報は、同号ただし書イに該当し公開すべきである。

ウ 「修了証明書」の「修了者の生年月日」

修了証明書の実質を確保するために必要な情報ではあるが、担当者の専門性を直接に証する情報とまでは認められない。さらに、氏名と結びつくとプライバシーの中心的情報となり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、公開する利益がそれによって受ける不利益を上回るとは認められないため、非公開が妥当である。

エ 「修了証明書」の「発行機関の取扱者の印影」

証明書の実質を確保するために必要な情報とは認められないため、非公開が妥当である。

なお、この公文書自体は本件法人の情報として提出されたものであり、また事業者の能力に関するものでもある。よって条例第7条第3号に規定される、法人等情報として捉えた場合の判断も示す。

本号ただし書は、本文に該当し通常非公開とされる法人等に関する情報であっても、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報は公開すべきことを定めている。

仮に非公開とされた対象を法人情報として捉えたとしても、先に述べた公益上の必要性から、この公開によって受ける不利益を検討しても、ただし書の規定に該当する情報として公開すべきである。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

実施機関は異議申立人の公開を求める主張に対し、非公開とする場合の理由の中で、公開の利益について「分析担当者の能力については公開している情報で十分判断ができる。県が担当資格があると確認している。したがって分析担当者の名前を出して、個人が特定される不利益を侵してまで公開する利益はない。」と説明している。

しかし、公開の利益の判断をする場合は、実際に実施機関の持っている非公開の情報を、住民に公開した場合における、住民の受ける利益を考えること、さらに情報が住民に公開されなかった場合の不利益を考えることも必要なのである。なおこの考え方は、条例の基本理念である「県民の公文書の公開を請求する権利を十分尊重して、この条例を解釈し、運用しなければならない。」という、公文書の原則公開の精神につながるものである。

条例の公開請求権に基づく公開請求に対し、実施機関が非公開とする場合には、公開を前提とする理念の下、公開された場合、されなかった場合のそれぞれの住民の利益・不利益を十分考えた上で判断し、説明していただきたい。

別表

公文書の名称	公開しない部分
<p>が平成15年5月16日 付で届出た特別管理産業廃棄物処 理業変更届出書</p>	<p>分析担当者の氏名（新・旧）</p>
<p>同届出書に添付された分析担当者 の修了証明書</p>	<p>修了者の氏名 修了者の生年月日 修了した専攻科名 修了証明書の発行番号 修了証明書の発行機関の名称 修了証明書の発行機関の代表者の氏名 修了証明書の発行機関の印影 修了証明書の発行機関の取扱者の印影</p>
<p>同届出書に添付された分析担当者 の特別管理産業廃棄物管理責任者 講習会の修了証</p>	<p>修了者の氏名 修了証の番号</p>

(諮問第 7 8 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 1 9 年 1 月 2 5 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 1 9 年 2 月 2 7 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 2 0 年 4 月 2 4 日 (審 査 会 第 1 回 目)	審 議
平成 2 0 年 5 月 7 日	異議申立人の意見書を受理
平成 2 0 年 5 月 2 9 日 (審 査 会 第 2 回 目)	実施機関から意見聴取
平成 2 0 年 6 月 2 6 日 (審 査 会 第 3 回 目)	異議申立人から意見聴取
平成 2 0 年 7 月 2 4 日 (審 査 会 第 4 回 目)	審 議
平成 2 0 年 8 月 2 1 日 (審 査 会 第 5 回 目)	審 議
平成 2 0 年 9 月 2 5 日 (審 査 会 第 6 回 目)	審 議
平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日 (審 査 会 第 7 回 目)	審 議
平成 2 0 年 1 1 月 2 7 日 (審 査 会 第 8 回 目)	審 議
平成 2 0 年 1 2 月 1 8 日 (審 査 会 第 9 回 目)	審 議
平成 2 1 年 1 月 7 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参 考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	